

次世代育成支援対策推進法に基づく

JA北魚沼行動計画（第7回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を100%にすること。

《対策》

- ・令和3年1月～ 育児休業制度の周知徹底
(文書配布等による周知ならびに部署長への研修による周知徹底)

目標2：所定外労働時間を削減するために、「ノー残業デー」を継続実施する。(毎週水曜日)

《対策》

- ・令和3年1月 「ノー残業デー」の周知(再)

目標3：年次有給休暇の取得日数を平均7日以上とさせる。

《対策》

- ・令和3年1月～ 取得実績の把握
- ・令和3年2月～ 管理職への研修及び内部通信による職員への周知徹底